

**第4次かつらぎ町長期総合計画
後期基本計画 アクションプラン
令和5年度～令和7年度**

令和5年3月



かつらぎ町

1 アクションプラン策定の趣旨

本町は平成25年度から令和5年度を計画期間とする第4次かつらぎ町長期総合計画に基づき、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるものとしています。

アクションプランは、基本計画において掲げた目標を達成するため、具体的にどのように事業を実施していくかを明らかにするもので、毎年度の予算編成とリンクさせ、計画的に事業を推進していくための指針として策定するものです。

2 計画期間と運用

- 計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。
- 社会経済情勢や住民ニーズ、財政状況の変化などに対応するため、毎年度ローリング方式により見直します。

3 計画の構成

- 計画の構成は、長期総合計画で示すまちづくりの施策の大綱に沿ったものとします。
- まちづくりの指数を毎年度把握することにより、計画の効果を測る指標とします。
- 計画は、長期総合計画で掲げる将来像の実現に貢献が期待される事業を中心に、法令等で実施が義務付けられている事業や公用施設の維持管理経費などを除いた、政策的事業を対象とします。

4 施策の体系

将来像	まちづくりの施策の大綱	まちづくりの基本方針	ページ
住んでみて ここがイチバン かつらぎ町	第1章 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり	第1節 環境にやさしいまちづくり	3
		第2節 自然と調和したまちづくり	4
		第3節 快適で潤いのあるまちづくり	4
		第4節 歴史・文化の継承と創造	5
	第2章 地域の特性を生かした活力あるまちづくり	第1節 活力を生むまちづくり	6
		第2節 安心して働けるまちづくり	9
	第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり	第1節 健康に暮らせるまちづくり	9
		第2節 いきいきと暮らせるまちづくり	11
		第3節 支え合うまちづくり	13
		第4節 安全・安心のまちづくり	16
	第4章 豊かな人間性を育むまちづくり	第1節 子どもを守り育むまちづくり	19
		第2節 学びと参加によるまちづくり	20
		第3節 互いを尊重し合うまちづくり	21
		第4節 交流によるまちづくり	21
	第5章 みんなでつくる協働のまちづくり	第1節 住民主体のまちづくり	21
	第6章 信頼される役所づくり	第1節 改革によるまちづくり	22

第1章 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
1-1 環境にやさしいまちづくり	1-1-1 自然環境の保全と活用	1		再生可能エネルギー導入事業	公共施設の設置にあたり、再生可能エネルギーの導入を図ります。	継続	⇒	⇒	各課室
		2	新規	地球温暖化対策実行計画の推進	令和5年3月に策定した「かつらぎ町地球温暖化対策実行計画」に基づき各種施策に取り組み、「2050年脱炭素社会の実現」を目指します。	実施	⇒	⇒	環境課
		3		紀の国緑育推進事業	森林が果たす様々なはたらきを知り、その森林を守り育てる職業「林業」の重要性を学ぶとともに、環境問題に対する意識を高めるための学習を行います。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		4		環境林基盤整備事業	森林環境譲与税を財源として、環境林になっている人工林等に対し、倒木除去等進入作業道の復元・復旧や風水害の防止や森林の機能維持のため、切り捨て間伐施業等を行い、森林環境保全のさらなる向上の視点から基盤整備を行います。 (令和2年度より竹林整備がメニューとして追加) (令和3年度より作業道の改良支援(悪条件の作業道を改良し、作業従事者の安全と施業の効率化に寄与するため)がメニューとして追加)	継続	⇒	⇒	産業観光課
		5		かつらぎ町ふるさとの森づくり事業	環境の保全や水源のかん養等の公益的機能を有する森林を町民の財産として守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを目的とし、ふるさとの森づくり基金を設置して町民の森としての公有林の整備と適切な管理を行います。	継続	⇒	⇒	管財情報課
		6		特定分収契約に基づく費用負担金返納事業	分収林については、今後も伐採による収益が見込めないことから、契約延長合意書に基づき、原契約の締結に際し費用負担した金20万円を返還します。	実施			管財情報課
		7	新規	電気自動車導入事業	地球温暖化対策として政府実行計画の中で、国は代替可能な電気自動車がない場合を除き、公用車をすべて電気自動車に変えていくこととしています。これを踏まえ、町としても順次取り組みを行うこととして、経年経過により老朽化した公用車の買い替え時に、電気自動車を導入していきます。	実施	⇒	⇒	管財情報課
1-1-2 クリーンなまちづくりの推進		8		もったいない運動実施事業	ごみ減量やリサイクル分別回収を「もったいない運動」と位置づけ、3Rの啓発推進に努め資源の有効利用と自然環境を守ることを目的とし、物を大切に粗末にしない、資源の有効利用をするなど「もったいない」の心を地域で啓発します。	継続	⇒	⇒	環境課
		9		不法投棄防止事業	住民からの不法投棄の連絡により、現地調査、投棄者が見つかった場合には投棄者に撤去するよう指導します。また、近年鍋谷トンネル開通に伴い不法投棄物が増加しているため、不法投棄監視カメラを設置し、増減の統計調査を行います。	継続	⇒	⇒	環境課
		10		動物愛護推進事業	畜犬登録、狂犬病予防接種の勧奨・犬猫避妊去勢手術助成金の交付を行います。	継続	⇒	⇒	環境課
		11		かつらぎ霊園管理運営事業	使用者がいつでも快適に利用できるよう、霊園の適切な管理運営を行います。	継続	⇒	⇒	環境課
		12		かつらぎ斎場管理運営事業	火葬を公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障なく行うよう、斎場の適切な管理運営を行います。	継続	⇒	⇒	環境課
		13	新規	斎場施設改修事業	昭和57年から業務を開始し、平成13年に増築した本棟及び休憩棟の大規模改修を行います。	実施			環境課
		14		一般廃棄物処理事業	町内から排出される各種ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ)を収集し、適正な処理を行います。 可燃ごみ及び粗大ごみ(可燃性):橋本周辺広域ごみ処理場にて焼却処理を行い、焼却残渣は大阪湾フェニックスへ処分委託しています。 カン・ビン・ペットボトル・その他プラ製容器包装・有害危険ごみ・粗大ごみ(破碎選別):橋本周辺広域ごみ処理場にて、破碎・選別・保管を行い、民間業者へ引き渡し、リサイクルされます。	継続	⇒	⇒	環境課

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 1-1 環境にやさしいまちづくり	続き 1-1-2 クリーンなまちづくりの推進	15		かつらぎ町資源ごみ集団回収奨励金交付事業	ごみの減量及び資源の有効利用を促進し、併せて廃棄物処理行政に対する町民意識の高揚を図るため、資源ごみ回収団体(自治会・町内会)に対し、かつらぎ町資源ごみ集団回収奨励金を交付します。	継続	⇒	⇒	環境課
		16		かつらぎ町生ごみ処理機器購入費補助金交付事業	一般家庭から排出されるごみを減量化、再資源化する家庭用生ごみ処理機器を購入し自家処理を行う場合、その購入者に対し、購入経費の一部を補助します。	継続	⇒	⇒	環境課
		17		かつらぎ町ごみ集積施設設置補助金交付事業	ごみ集積施設周辺の環境美化を図るため、自治区や町内会が行うごみ集積施設の設置に要する費用に対し、補助金を交付します。	継続	⇒	⇒	環境課
		18		ごみ収集車両購入事業	一般廃棄物収集業務に使用しているパッカー車について、老朽化が進んでおり、修繕費が高んでいることから、日常的に使用するにあたり、安全面を考慮し新規車両を替購入します。	終了			
1-2 自然と調和したまちづくり	1-2-1 秩序ある土地利用	19		地籍調査事業	昭和26年に制定された国土地調査法に基づき、旧かつらぎ町では平成元年、旧花園村では平成10年より地籍調査を開始しました。地権者・関係者の立会のもと一筆ごとの土地の地籍(所有者・地番・地目・境界・面積)を調査・確認・測量し、地籍簿・地籍図を作成します。	継続	終了		税務課
		20		開発指導推進事業	開発行為に関わる規制の周知・啓発を進めます。	継続	⇒	⇒	建設課
1-3 快適で潤いのあるまちづくり	1-3-1 生活基盤の整備	21		コミュニティバス運行事業	公共交通空白地帯の解消及び交通手段を持たない高齢者等の日常生活の交通手段として、町内3コースをコミュニティバス2台で運行します。また、町内5ルートをデマンド型タクシー3台で運行します。	継続	⇒	⇒	総務課
		22		公共交通調査事業	公共交通網を構築又は再編を検討するためコミュニティバス及びデマンドタクシーが運行していない地区を対象にニーズの把握・調査を行います。	検討			企画公室
		23		携帯電話等エリア整備事業	携帯電話の不通話地域を解消することにより情報格差を是正し、情報通信の利便性の向上を図るため、移動通信用鉄塔施設及び伝送路施設を設置し、電気通信事業者に提供します。	継続	⇒	⇒	管財情報課
		24		JR和歌山線活性化推進事業	JR和歌山線沿線の地方公共団体等が一体となり、地域振興の観点から本県北部の幹線鉄道である和歌山線を一層活性化させる方策について調査・研究することを目的とした和歌山線活性化検討委員会を組織し、JR和歌山線の活性化に取り組みます。	継続	⇒	⇒	企画公室
		25		公共施設等適正管理推進事業	公共施設等適正管理推進事業債を活用して町道佐野20号線他の修繕を行います。	継続	⇒	⇒	建設課
		26		辺地対策事業	辺地対策事業債を活用して町道四郷1号線を改良舗装します。	終了			建設課
		27		社会資本整備総合交付金事業	社会資本整備総合交付金事業を活用して町道1号線を改良舗装します。	継続	終了		建設課
		28		長寿命化修繕事業(橋梁点検)	平成26年7月1日施行の道路法施行規則改正に伴い、橋長2m以上の橋梁について、5年に1回の定期点検(近接目視)が義務付けられています。本町には、2m以上の橋梁が369橋あり、平成27年度から点検をしています。	継続	⇒	⇒	建設課
		29		長寿命化修繕事業(橋梁修繕)	橋梁点検の結果に基づき橋梁の修繕を行います。(見好5号橋)	終了			建設課
		30		妙寺団地建替事業	老朽化した妙寺団地(60棟155戸)を建替えます。老朽化した妙寺団地を建替えることにより、入居者の安全性及び快適性の向上を図るとともに、新たな入居者を受け入れることで、地域コミュニティを活性化させます。	継続	⇒	⇒	管財情報課
		31		農林業基盤整備単独事業(各地区農道等資材補助)	農林業整備資材の補助を行います。	継続	⇒	⇒	建設課

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 1-3 快適で潤いのあるまちづくり	続き 1-3-1 生活基盤の整備	32		林道等維持管理事業 (各林道・作業道維持修繕)	林道等の維持修繕を行います。	継続	⇒	⇒	建設課
		33		国営農業用水再編対策事業負担金(小田井用水路上部利用負担金)	国営大和紀伊平野農業水利事業に係る小田井水路工事の事業負担金額を令和9年度までの10年間で支払います。	継続	⇒	⇒	建設課
		34		町道改良事業	町道の狭小な箇所の部分改良を行います。	継続	⇒	⇒	建設課
		35		国営造成施設管理体制整備促進事業	国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区に対して、事業負担金を支出します。	継続	⇒	⇒	建設課
		36		道路・橋梁維持修繕事業	町道・橋梁の維持修繕を行います。	継続	⇒	⇒	建設課
		37		下排水路整備事業	下排水路の整備・改修を行います。	継続	⇒	⇒	建設課
		38		河川整備事業	河川の整備・改修を行います。	継続	⇒	⇒	建設課
		39		コミュニティ住宅管理事業	高田コミュニティ住宅の管理を行います。	継続	⇒	⇒	管財情報課
		40		公的賃貸住宅管理事業	町独自住宅として、北寺団地2棟6戸の管理を行います。	継続	⇒	⇒	管財情報課
		41	拡充	空き家対策事業	町内全域を対象とした空き家の実態調査を行い、空き家の不良度など状態を明らかにし、利活用や除却を促進するとともに個別に相談が受けられる窓口体制を整えます。また、空き家等改修にかかる県補助金の対象外となる県内からの転入者・町内転居者に対し、空き家バンクに登録している物件を売買・賃貸借した場合などに町独自で補助金を交付します。	実施	⇒	⇒	企画公室
42		公営住宅等ストック総合改善事業	町営住宅の劣化した外壁・屋根等を改修することにより、建物の長寿命化を図ります。	継続	⇒	⇒	管財情報課		
1-4 歴史・文化の継承と創造	1-4-1 歴史・文化の継承と創造	43		世界遺産体験学習事業	中学校と連携し、町内の中学生を対象に、丹生酒殿神社～三谷坂～丹生都比売神社のコースのウォーキングと座学を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		44		佐野寺跡活用事業	県指定史跡佐野寺跡について、笠田公民館佐野分館等と連携して活用を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		45		町文化財指定事業	調査した文化財に対し保護の措置(指定)を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		46		文化財保存修理事業	指定等文化財及び登録有形文化財(建造物)の保存修理に対して補助を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		47		世界遺産保全事業	世界遺産である高野参詣道の維持管理を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		48		文化財発掘調査等事業	各種開発に伴う試掘・確認調査、個人専用住宅の本発掘調査、年報作成を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		49		文化・芸術活動推進事業	町民の文化・芸術活動の発表の場を提供することにより町内の文化・芸術の育成、向上を目指して活動しているかつらぎ町文化協会への補助を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 1-4 歴史・文化の 継承と創造	続き 1-4-1 歴史・文化の 継承と創造	50		文化財活用事業	町内の文化財を活用し、講演会・現地学習会・パンフレット作成等を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		51	新規	文化財拠点施設整備事業	文化財の収蔵状況の改善、調査整理の推進、各種活用の充実のため、それらの好循環を生む拠点として、JA紀北かわかみ天野グリーン店跡地に文化財拠点施設を設置します。	継続	終了		生涯学習課
		52	新規	文化財拠点施設運営事業	文化財拠点施設の運営を行い、文化財を収蔵・保管し、町内の文化財調査・整理を推進するとともに、各種活用の充実を図ります。			継続	

第2章 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
2-1 活力を生むま ちづくり	2-1-1 地域特性を生 かした農林業 の展開	53		ふるさとかつらぎ寄附金特 産品送付事業	地元特産品のPRによる産業活性化を図るため、ふるさとかつらぎ寄附金を寄附いただいた寄附者を対象に、寄附額に応じた地元特産品を送付します。	継続	⇒	⇒	企画公室
		54		町民農園整備事業	余暇等を利用して野菜・花等を栽培することにより自然にふれあい、農業に対する理解を深めること等を目的に町民農園を整備し、町民に貸出します。	継続	⇒	⇒	企画公室
		55		農地台帳および地図公表 事務事業	農地に関する情報の活用を促進するため、情報の提供の一環として農地台帳に記録された事項をインターネット等の方法により公表します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		56		新規就農者育成総合対策 事業	R4年から新たに農業を始める49歳以下の認定新規就農者に、農業を始めてから経営が安定するまで最長3年間、年間最大150万円を交付する国費事業です。 ※「農業次世代人材投資事業」については既存の対象者への事務のみを実施しています。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		57		笠田中圃場整備事業	笠田中圃場の維持管理を行います。 圃場の維持管理を行うことで、土砂流出並びに大雨時の下流域への大水の発生を抑制します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		58		農業担い手交流会事業	町内で農業に従事している生産者同士の連絡提携と情報交換、農業技術の向上と農業経営の改善、農業者の生活環境の改善と福祉の向上などに取り組みます。※令和4年から活動休止	休止	⇒	⇒	産業観光課
		59		畜産経営環境整備事業	家畜ふん尿の適切な処理及び耕種農家との連携による堆きゅう肥の利用を推進するための施設等整備を支援する事で、畜産経営に起因する環境汚染の防止及び畜産経営の安定化を図ります。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		60		地域振興交流施設管理運 営事業	京奈和自動車道かつらぎ西PA並びに国道480号沿地域振興交流施設の管理運営を行います。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		61		中山間地域等直接支払推 進事業	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき交付される交付金です。 生産条件が不利な中山間地域等で農業生産活動等を営む農業者等に対し、平坦地域との生産コスト差を支援します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		62		農作物鳥獣害防止総合対 策事業	有害鳥獣から農作物を守り、また有害鳥獣の増加を抑制するため、捕獲等に関する取組と防護柵の設置等に関する取組を行います。	継続	⇒	⇒	産業観光課

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 2-1 活力を生むま ちづくり	続き 2-1-1 地域特性を生 かした農林業 の展開	63		環境保全型農業直接支払 制度推進事業	有機栽培及び特別栽培に取り組む農業者に対して助成を行い、環境に優しい営農を支援します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		64		多面的機能支払交付金事 業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、 地域資源の適切な保全管理を推進します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		65		経営所得安定対策等推進 事業	活動主体となるかつらぎ町農業再生協議会に対して、経営所得安定対策を推進する取組に要す る経費を支援します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		66		機構集積協力金事業	【地域集積協力金】 地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた地域に対し、協力金を交付しま す。 【経営転換協力金】 ※令和5年度以降廃止予定 農地中間管理機構に農地を貸付けることにより、経営転換又はリタイアする農業者及び農地の 相続人に対し、協力金を交付します。 【農地整備・集約協力金】 農地耕作条件改善事業の実施地区において面積要件及び担い手への集積要件等の条件に合う 場合に協力金を交付します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		67		病害虫防除対策事業	県補助事業である「病害虫防除対策事業」を実施する農業者や団体等に対し、補助金を交付しま す。 町内の主要産品である、「柿」や「桃」に甚大な被害を及ぼす「クビアカツヤカミキリ」の防除対策 の支援を図ります。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		68		森林整備地域活動支援推 進事業	国と地方公共団体とが共同で、森林施業の実施に不可欠な森林現況調査等の地域活動及び集 約化間伐実施に係る森林所有者への合意形成活動に対して補助します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		69		農業委員会運営事業	農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、また農地の秩序の維持と管理に努め、農業の 健全な発展に寄与します。さらに農地等の利用の最適化の推進を重点的に取り組みます。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		70		地域振興施設等管理運営 補助金	地域振興施設及び山村振興施設(集会施設)の管理運営に対して補助します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		71		農業者年金事業	農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに農業者の確保に資することを目的 として、農業者年金基金から業務の一部を受託し、年金制度の普及、推進活動を実施していま す。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		72		柿の消費拡大PR活動事業	かつらぎ町の特産である「柿」PRのため、学校教育と連携し、栽培方法や加工・流通等の学習を 通して、子どもたちの地域農業に対する理解を深め、体験を通して「柿」のおいしさやすばらしさ を実感してもらい、地産地消の推進や「柿」の消費拡大につなげます。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		73		農業者団体活動助成事業	町内の農業者が相互の連携・連帯を強化し、農業の活性化や若手農業者の交流を促進するた め、認定農業者協議会、有機栽培実践グループの活動に対して補助します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		74		農業共済加入促進事業	異常気象などによる災害により被災した場合に備え、農業共済制度を活用し災害時における農 業経営の早期再建を図るため、和歌山県農業共済組が実施する農業共済事業掛金を支出し た農業者に対し、当該共済掛金の一部を補助します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		75		かつらぎ町グリーンツーリ ズム推進事業	農家民泊の開設、観光農園・交流施設の整備など、事業実施者が実施するグリーンツーリズム推 進事業に要する経費を補助します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		76		農家民泊推進事業	かつらぎ町ふるさと発見推進協議会が行う、かつらぎ町外の市町村からの児童・生徒等の農家 民泊を利用する生活体験活動の受入事業に対し、補助金を交付します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
77		「山の恵み」活用事業	特用林産物等山村資源を活用した産業振興、担い手の育成並びに地域コミュニティの維持・再 構築を図り、地域活力の向上といった事業本旨を継続・達成させる事業です。	継続	⇒	⇒	産業観光課		

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 2-1 活力を生むま ちづくり	続き 2-1-1 地域特性を生 かした農林業 の展開	78		林業社会保険加入促進事 業	林業事業者の体質強化を図り林業就労者の雇用を促すことにより、林業就労者の安定した雇用を確保しつつ紀州材の増産を促します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		79		森林経営管理意向調査事 業	手入れが行き届かず放置されている森林を解消する事により、森林の公益的機能を向上させ、さらに林業市場の活性化を図る為、森林経営管理法により森林所有者の責務が明確化される事になります。そこで、自身で経営の意志があるか、あるいは市町村に経営を委託を希望するかの意向を調査します。また、森林所有者から経営管理の希望のあった山林について、経営管理、集積計画を定めます。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		80		森林再生統合事業	和歌山県が定めるゾーニングにて経済林として指定されているエリアでの間伐やそれに伴う木材の輸送に係る費用の補助、並びに当該エリアでの切り捨て間伐を支援します。（「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の成立に伴い、間伐材流通支援事業、切り捨て間伐支援補助金を統合し、平成31年度より新たな事業として運用） （令和3年度より作業道の改良支援（悪条件の作業道を改良し、作業従事者の安全と施業の効率化に寄与するため）がメニューとして追加）	継続	⇒	⇒	産業観光課
		81		農業遺産振興事業	「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」が、日本農業遺産に認定されました。今後は、認定を活かした地域振興に取り組みます。	継続	⇒	⇒	花園地域振興課
		82	新規	木製玩具配布事業	地域資源である森林の木材利用・普及活動の一環として、親子で木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、町産材を使用して木製玩具を作成し、乳幼児にプレゼントします。	実施	継続	⇒	⇒
	2-1-2 魅力ある商工 業の振興	83		起業支援事業	町内での起業を考えて町内に移住・定住する個人（20歳～49歳）又は町内に新たに事業所等を設置する法人に対して、上限500万円（補助対象経費の4分の3以内＊要件加算あり）の事業資金を補助します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		84		企業誘致推進事業	和歌山県企業立地連絡協議会に参画し、県との連携により企業立地調査、企業訪問、企業現地案内、企業誘致用パンフレット作成などを行います。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		85		かつらぎ町商工会補助金	商工会は、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された特別認可法人です。町内小規模事業者の支援を行い、地域経済の発展を目的としています。商工会に対し町が補助金を交付することにより、町内小規模事業者の経営、金融、税務等の相談業務を行い、商工業の振興と安定に寄与します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		86		企業連絡協議会	行政機関、商工会、ハローワーク、企業等で連絡協議会を立ち上げ、関係機関が相互交流し、情報共有することで、人材育成や人材確保、地域産業の振興に向けた活動を行います。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		87		道の駅周遊事業	従来の産業まつり事業の在り方を見直し、かつらぎ町内で活動している団体や道の駅と連携し、イベントの実施、道の駅の周遊につながる仕組みを作り、町外からの誘客に取り組みます。	継続	⇒	⇒	産業観光課
	2-1-3 観光・サービ スの育成	88		イメージキャラクター活用 事業	魅力あるかつらぎ町のまちづくりと地域振興を図るため、様々な機会・媒体を活用しながらイメージキャラクターの使用によりかつらぎ町をPRします。	継続	⇒	⇒	企画公室
		89		広域観光推進事業	伊都・橋本管内の市町で構成される橋本・伊都広域観光協議会へ参画し、広域的な観光情報の発信、集客に努めます。また、世界遺産アクセスバスの運行についても協議等を行います。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		90		かつらぎ町観光協会補助金	かつらぎ町への集客及び受入体制をつくる為、かつらぎ町の観光事業者等と連携をしながら、各種イベントやPR活動を行います。	継続	⇒	⇒	産業観光課
91			キャンプ場運営事業	民間の活力を利用したキャンプ場運営を行い、施設の利用率向上を目指すとともに、地域への交流人口の増加に努めます。	継続	⇒	⇒	花園地域振興課	
92			アマゴ釣り大会事業	あまご釣り大会が、自然豊かな有田川を利用したイベントとして恒例事業となることを目指します。また、イベントに伴い「花圃の里」やキャンプ場など、施設の利用促進を図ります。	継続	⇒	⇒	花園地域振興課	
93			はなぞの温泉「花圃の里」 運営事業	指定管理者と連携し、施設利用率向上のため施設のPR及び宿泊、宴会等プラン検討やイベントの提案に努めます。	継続	⇒	⇒	花園地域振興課	

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 2-1 活力を生むま ちづくり	2-1-4 移住・定住施 策の推進	94		定住促進住宅補助金	住宅を確保することが困難な者の経済的負担を軽減することにより、定住を促進し地域の活性化を図るため、定住促進住宅の入居者に対して最長3年間補助金を交付します。	終了			企画公室
		95		定住促進住宅管理事業	桜ヶ丘定住促進住宅の管理を行います。	継続	⇒	⇒	管財情報課
		96		田舎暮らし体験住宅管理事業	かつらぎ町への移住を希望する者に対し、一定期間の入居により地域での四季、行事、風習などを体験してもらい、移住・定住を推進します。	継続	⇒	⇒	企画公室
		97		地域おこし協力隊事業	総務省による制度で、地方自治体が3大都市圏をはじめとする都市住民を受け入れ委嘱し、地域おこしの活動支援や農林業の応援、住民の生活支援などの地域協力活動に従事し、地域の活性化につなげます。	継続	⇒	⇒	産業観光課 花園地域振興課 企画公室
		98		移住・交流推進事業	かつらぎ町への移住促進のため、町のPRや地域と連携した都市住民との交流活動の実施等を実施します。	継続	⇒	⇒	企画公室
		99		移住支援金交付事業	和歌山県と共同で行う移住支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)からかつらぎ町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合などに、移住支援金を交付します。	継続	⇒	⇒	産業観光課 企画公室
		100		花園地区テレワーク推進事業	花園地区においても、光回線が整備され、令和4年度からテレワークを実施することができるようになることから、花園地区内の施設(花園支所、花園の里、キャンプ場など)に無料公衆無線LANを設置し、フリーWi-Fiエリアを整備します。	継続	⇒	⇒	花園地域振興課
		101	新規	地域優良賃貸住宅整備事業	子育て世帯等を対象とした地域優良賃貸住宅を民間資金を活用したPFI事業として整備することで、受け入れ先となる住宅事業を改善し、移住定住を推進します。	実施	⇒	⇒	企画公室
2-2 安心して働け るまちづくり	2-2-1 雇用・就業環 境の整備	102		無料職業紹介所運営事業	かつらぎ町内事業者の求人情報と町内での就職希望者、雇用希望者とのマッチングを図り、地域内での雇用を促進します。	継続	⇒	⇒	産業観光課

第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
3-1 健康に暮らせ るまちづくり	3-1-1 地域医療の充 実	103		救急医療体制確保事業	町民の不測の病気や怪我に際し、24時間態勢で必要な医療情報の提供が可能な情報システムを円滑に活用・運用するため救急医療情報システム負担金を支出します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		3-1-2 病気の予防	104		かつらぎ西部公園整備事業	かつらぎ西部公園の整備を行います。令和5年度については、北側多目的広場の整備工事を行います。	終了		
	105			かつらぎ西部公園管理運営事業	かつらぎ西部公園パークゴルフ場等施設の管理運営を行います。	継続	拡充	⇒	生涯学習課
	106			健康推進員活動助成事業	健康推進員の養成講習会終了者が地域の健康づくり活動を普及・啓発すると共に、自ら健康づくり事業や計画策定に参加協力します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
	107		肺がんCT検診事業費補助金	50歳～74歳の方を対象に、肺がん胸部レントゲン検査より精度の高い肺がんCT検査を2年に一度無料で実施します。	継続	⇒	⇒	健康推進課	

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 3-1 健康に暮らせる まちづくり	続き 3-1-2 病気の予防	108		新たなステージに入ったがん検診総合支援事業	町が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、国が指定する一定の年齢の者に受診勧奨ハガキを送付して受診を勧奨し、受診率の向上を目指します。また、69歳までの検診未受診者に対する受診勧奨、精密検査未受診者に対する受診勧奨を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		109		小児インフルエンザ予防接種助成事業	小児インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。(中学3年生まで自己負担1,000円×1回/1人)	継続	⇒	⇒	健康推進課
		110		高齢者肺炎球菌予防接種助成事業	高齢者に対し、肺炎球菌ワクチンにかかる費用の一部を町が負担することにより、肺炎の罹患及び重症化を予防し健康増進を図ることを目的として実施します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		111		がん検診等事業	がんによる死亡率を減少させることを目的に、国が指針で示している5がん検診を主軸に実施しています。(受診券発送のみ補助あり)	継続	⇒	⇒	健康推進課
		112		特定健康診査等事業	メタボリックシンドロームは早い段階であれば、費用のかかる医療の必要性が低く、保健指導での対応が有効であるため、生活習慣病の特性を認識し特定健康診査等を行うことで早期に介入し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活など生活習慣の改善により医療費の伸びを抑制します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		113		フレイル予防事業	高齢者のフレイル(虚弱)を予防し健康寿命の延伸を図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		114		健康講座事業	健康寿命日本一を目指して自治区と連携し紀北分院・医師会・歯科医師会の協力を得て健康づくりを啓発し健診の受診勧奨を行います。予算は医師会歯科医師会の団体補助金内で実施しています。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		115		重症化予防事業	■高血圧重症化予防 健診時の血圧が140/90mmHg以上の方に血圧計、尿中塩分量測定器を貸し出し、自宅で測定し、測定経過を把握。同時に運動指導教室・食事指導教室、生活習慣指導教室を実施します。 ■糖尿病性腎症予防 健診結果ヘモグロビンA1c 6.5%以上、又は空腹時血糖126mg/dl以上で且つ eGFR 45未満、又は尿蛋白(+)の者を対象に保健指導を実施し、腎症の重症化を予防します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		116		禁煙化・分煙化推進事業	食推禁煙啓発事業・成人健康教室及び町民健康講座で禁煙啓発を行います。保健福祉センター禁煙実施、本町等は総務課管理で推進中。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		117		体力づくりフロア管理運営事業	自主的な健康維持・増進を目的とし、個々の運動プログラムにそった運動アドバイスへの対応も可能な健康運動指導士を配置し、保健福祉センター体力づくりフロアの運営を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		118		緊急風しん抗体検査事業	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象とし、風しん抗体検査を行い、抗体が陰性の方に対し定期予防接種を行います。	継続	⇒	終了	健康推進課
		119		こころの健康づくり事業	心の病気や早期発見のためのセルフチェック方法などの心の健康の維持や病気の早期発見のための情報提供を行います。また、地域の健康推進員に対してもさらに詳しく心の病気等について周知を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		120		男性のための料理教室	中高年への自立支援や生活習慣病予防を目的に、生涯食育を目指します。また、男性の地域参加や仲間作りを図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課
121		糖尿病予防対策(糖尿病予防教室・糖尿病フォローアップ教室)	特定健診等で血糖値が境界域の方や、糖尿病のコントロールが不良な方を対象に、医師の話、血糖、尿検査、血圧測定などを実施し、健康運動指導士による運動指導、管理栄養士による食事指導、保健師による生活指導など、糖尿病予防への基本的な知識の習得を目指し教室を開催します。	継続	⇒	⇒	健康推進課		
122		ヤング健診事業	20～39歳の若年層の町民を対象に、健診及び相談の機会を提供し、若いころから生活習慣病の予防と健康意識の向上を図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課		

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
3-2 いきいきと暮 らせるまちづ くり	3-2-1 高齢者の社会 参加	123		若年者集団健診(ヤング健康診査ミニドック)	35～39歳の町民を対象に、集団検診時に「ヤングミニドック」として健康診査や各種がん検診を実施します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		124		新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業	新型コロナウイルスワクチンの接種体制づくりを整えます。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		125	新規	高齢者保健事業	健康寿命を延伸するため、保健事業と介護予防事業の連携を図り、高齢者の健康づくりを推進します。関係課と連携し、一体的かつ効果的に疾病予防や生活機能維持向上に向けた取組を行うことで、地域の高齢者の健康課題を解決します。	実施	継続	⇒	健康推進課
		126		スポーツ健康まちづくり事業	スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防や、自然と体を動かしてしまう「楽しいまちづくり」など、スポーツの力を活用して元気な「ひと」と「まち」を増加させることで、健康寿命日本一を推進します。	継続	⇒	⇒	健康推進課 生涯学習課
		127		食育推進事業	食育基本法が施行されたことを背景に、子どもたちの豊かな人間性と生きる力、健全な心と体を育むためには、何よりも「食」が大切であること、また生きる上での基礎となるべきものと位置付けをし、食農教育の一環として取り組みます。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		128		老人クラブ活動助成事業	町内の老人クラブが運営を円滑に行い、またその活動が豊かなものになるように助成を行うことで、高齢者の福祉増進を図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		129		ゆうゆうコミュニティホーム管理運営事業	高齢者等が地域において生きがいをもって安心して生活できるよう、また在宅福祉支援の機能向上を図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		130		いきいきサロン事業	地域の高齢者等が認知症予防、生きがいづくり等を促進し、地域の拠点となるサロンを自主的に運営する住民に助成金を交付し、サロンの活性化、新規サロンの促進を図ります。 令和5年度から年齢制限をなくし、幅広い年代の交流を進めます。	拡充	⇒	⇒	健康推進課
		131		かつらぎ町シルバー人材センター補助金	高齢者に適した臨時的・短期的な仕事又は軽易な仕事に、自らの経験・技術・能力を活用して従事することを通して、生きがいのある高齢生活を促進します。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		3-2-2 高齢者福祉の 充実	132		ねたきり老人介護支援事業	ねたきり老人を家庭で介護する家族等に対し、「ねたきり老人介護支援金」を支給することにより、介護者の労をねぎらい、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とします。	継続	⇒	⇒
	133			介護予防教室	高齢者の健康維持(介護予防)を目的として、栄養改善・口腔機能向上・運動機能向上・認知症予防・家族介護支援といった内容の教室を専門職派遣事業(県事業)等を活用して開催し、介護予防の認識を広めます。	継続	⇒	⇒	健康推進課
	134			介護予防・生活支援サービス事業(短期集中予防サービス)	要支援1.2、事業対象者の認定を受けた方に保健・医療の専門職において3～6ヶ月の短期間で集中的にリハビリテーションを実施します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
	135			在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための仕組みをつくりまします。	継続	⇒	⇒	健康推進課
	136			生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く自立した生活を送るための支援策を生活支援コーディネーターを始めとする多様な事業主体等と情報共有・連携し協議します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
	137			認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援するため、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症対策の強化を図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課
	138			敬老祝品	町内に住所を有する当該年度中に88歳になる方又は町内老人福祉施設入所者、当該年度中に100歳になられる方を対象に長寿を祝い御祝品を進呈します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
	139			軽度生活援助事業	軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の独り暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行の防止を図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 3-2 いきいきと暮 らせるまちづ くり	続き 3-2-2 高齢者福祉の 充実	140		在宅高齢者等訪問理髪サ ービス事業	町内に住所を有する65歳以上の要介護4又は5の外出して理髪を受けることが困難な在宅の 寝たきり高齢者等に対し、訪問理髪サービスを行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		141		高齢者生活福祉センター事 業	地域の高齢者に対して、介護及び地域支え合い機能、住居機能及び交流機能を総合的に提供し、 高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上等を図り、高齢者 が安心して健康で明るい生活を営めるよう支援します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		142		老人福祉電話事業	福祉電話の貸与を行い、関係機関の協力を得て一人暮らし高齢者等の安否を確認するととも に、電話による各種の相談やサービスの提供を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		143		老人ホーム入所措置事業	65歳以上で、環境上及び経済的理由により自宅で養護を受けることが困難な自立生活ができ る方を養護老人ホームへ措置入所するための事務を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		144		緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者等が安心して生活できるよう、救急等の緊急時に素早く連絡できる緊急通報 システム装置を設置します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		145		高齢者等地域見守り協力員 事業	和歌山県事業で、地域における見守り活動等の福祉活動を行うボランティアとして「地域見守り 協力員」を設置し、日常生活の中での高齢者等へのさりげない見守りや声かけ等の見守り活動 を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		146		社会福祉法人等利用者負 担軽減事業	低所得者で生計が困難である者に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者 負担の軽減による介護保険サービスの利用促進を図ることにに対して支援します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		147		離島等特別地域利用者負 担軽減事業	離島等地域における訪問系の介護サービスは、特別地域加算が行われることにより、利用者負 担額に加算相当分が増額されます。利用者負担額の一部を軽減することにより、離島等地域に おける介護保険サービスの利用促進を図ることにに対して支援します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		148		地域包括支援センター運営 委託事業	かつらぎ町の介護・福祉行政の一翼を担う公的機関として、公正で中立性の高い事業を行う地 域包括支援センターに対する運営委託を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		149		花園介護事業補助金	花園地区における高齢者の介護サービス等の充実のため、かつらぎ町社会福祉協議会へ補助金 を交付します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		150		かつらぎ町高齢者等見守り 配食サービス事業	要援護高齢者が地域で自立した日常生活を送ることを支援するため、見守り訪問への補助を行 います。弁当の配達を活用して見守り訪問を行い、安否等の状況を確認します。また、緊急時 は、宅配業者から登録連絡先や担当ケアマネジャー、担当課等に連絡されます。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		151		かつらぎ町高齢者等見守り ネットワーク事業	認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等に見守りシールを交付し、行方不明の 未然防止や行方不明になった場合に早期発見できるよう関係機関と連携し、対象者の安全と生 命を守り、併せてその家族等への支援を図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		152		かつらぎ町老人日常生活用 具給付等事業	要援護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日 常の生活環境を整え、福祉の増進を図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		153		高齢者居宅改修補助事業	高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境を整備するために必要な経費を補助するこ とで、介護保険制度を補完し、対象高齢者の介護予防及び生活の助長並びに家族の介護負担の 軽減を図ります。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		154		国城寮建替事業(伊都郡町 村及び橋本老人福祉施設 事務組合)	老朽化した国城寮(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)の建て替えを行い橋本・伊都地域の 老人福祉の向上を図るとともに、特養入所待機者への対応・養護(措置)の受け入れ対応の充実 を目指します。	終了			健康推進課
		155		障害者総合支援事業	障害者等が安心して自立した生活を送れるよう、障害福祉サービス給付、自立支援医療給付、補 装具給付、地域生活支援事業などによって支援します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
156		障害児通所支援事業	障害児を対象とした児童福祉法に基づく制度で、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後 等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の5種類のサービスがあり、障害 特性に応じ、専門的に支援します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課		

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 3-2 いきいきと暮 らせるまちづ くり	3-2-3 障害者支援の 充実	157		特別障害者手当支給事業	精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳以上の方に対し手当を支給します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		158		障害児福祉手当支給事業	精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の方に対し手当を支給します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		159		心身障害児扶助事業	心身障害児の生活行動の範囲の拡大と、心身障害児及びこれを扶養する者に、障害によって生ずる負担の軽減を図るため扶助費を支給します。令和4年度の要綱改正で対象者の精査を行い、事業を継続します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		160		心身障害者扶養共済掛金補助事業	障害者扶養共済制度の掛金の1/2の補助金を支給することにより障害者の生活行動範囲の拡大と、障害によって生ずる負担の軽減を図り障害者等の福祉の増進を目的とします。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		161		障害者外出支援事業	重度心身障害者(児)の生活行動の拡大と社会経済文化・その他あらゆる分野の活動における参加の促進を図るため、本町に居住し、障害程度が身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B2又は精神障害者保健福祉手帳1、2級の認定を受けた方及び障害児にタクシーの利用料金の一部又は自動車燃料費の一部を助成します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		162		ひきこもり支援講演会事業	「ひきこもり」が社会問題化しており、社会に孤立した若者の増加は、教育、精神保健、医療、福祉、就労、経済など多くの問題が複雑に絡み合っており、青少年の育成の問題としても早急に取り組まなければならない問題となっています。講演会では、ひきこもり問題の理解と支援のあり方について学習し、社会生活に困難を抱えるひきこもり者に向けた支援と理解を深めます。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		163		被爆者支援金事業	本町に住所を有する被爆者(被爆者手帳保持者)へ、見舞い金を交付し戦禍に遭われたことにお見舞いの意を表するとともに、民生委員の訪問により、地域での見守りを行います。	検討	終了		住民福祉課
		164		精神障害者医療助成事業	精神障害者に対して入院療養に係る医療費の一部を助成します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		165		重度心身障害児者医療費支給事業	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1・A2、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方の医療費に係る自己負担を助成します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		166		障害福祉計画(第7期) 障害児福祉計画(第2期)	障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、相談支援及び地域生活支援事業・障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに各年度における支援の種類ごとの必要見込量を定めることを位置づけ計画策定します。	検討	実施		住民福祉課
3-3 支え合うまち づくり	3-3-1 出産・子育て 環境の充実	167		子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、コーディネータ(助産師、保健師等の専門職)が全ての妊産婦の状況を継続的に把握し情報の一元化を図ることにより、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		168		養育医療費給付事業	医師が入院養育を認めた町内に居住する未熟児に対し、養育医療の給付を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		169		妊婦健康診査助成事業	妊婦の健康管理の為、妊婦健康診査助成事業を実施します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		170		一般不妊治療費助成事業	不妊や不育に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微授精以外の不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりに資することを目的にその経済的負担の軽減を図ります。自己負担分を上限3万円まで補助します。	継続	⇒	⇒	健康推進課

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 3-3 支え合うまち づくり	続き 3-3-1 出産・子育て 環境の充実	171		特定不妊治療費助成事業 (先進医療費助成事業)	不妊や不育に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微授精の不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりに資することを目的にその経済的負担の軽減を図ります。保険適用外の先進医療による不妊治療に対し補助します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		172		子ども医療費支給事業	高校卒業年齢までの子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を助成します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		173		発達支援事業	未就園児・自立支援療育中の未就学児に対して、教育委員会、つくしんぼ園と共に発達相談等発達支援の相談を実施します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		174		乳幼児健診事業	乳幼児期の疾病等の早期発見、育児支援を目的に4か月・6か月児健診、10か月児健康相談、1歳6か月児健診、2歳児健康相談、3歳6か月児健診を実施します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		175		母子保健推進員活動事業	かつらぎ町の母子保健の向上をはじめ、町民全体の健康づくりを推進します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		176		母子及び思春期健康教育事業	子どもと向き合い、子育てが安心して楽しくできるような機会として、子育ての各年齢に応じた健康教室を実施します。 (1)子育て教室 (2)7か月児教室 (3)11か月児教室 (4)育児サークル (5)食生活に重点をおいた健康教室 (6)子育て学習会 (7)思春期教室 (8)グリム絵本館活動(大学連携事業)	継続	⇒	⇒	健康推進課
		177		母子栄養強化食品支給事業	非課税世帯に属する妊産婦及び乳児で、栄養の援助を必要とする者に対して栄養の強化のために必要な食品(粉乳または牛乳)を支給します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		178		股関節検診事業	乳児の股関節の異常を早期に発見し、運動障害を予防することを目的に実施しています。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		179		乳児全戸訪問・養育支援訪問事業	4か月児健診までの乳児をもつ家庭に全戸訪問を実施しています。育児不安や産後うつ、虐待の予防のために、専門的技術、育児支援として保健師、助産師が養育支援訪問を実施します。特に母乳育児不安には助産師が対応し、産婦が母乳育児に自信をもてるよう支援します。また、令和2年度からは養育上必要と認められた家庭に、家事・育児支援としてヘルパー等を派遣します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		180		特別児童扶養手当支給事業	障害のある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に対して手当を支給します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		181		児童手当支給事業	次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、中学校修了までの児童を養育する親等へ支給します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		182		児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭(父又は母が重度障害の家庭も対象)の父母等に対して、児童が18歳になった年度末まで(児童が中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)支給します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		183		児童発達支援センター等給食費補助事業	児童発達支援センター等に通園する子どもたちの給食費に対して町独自の補助を行い、世帯の経済的な負担を軽減し、子育て世代の定住を促進します。	拡充	継続	⇒	住民福祉課
		184		給食費補助事業	幼児教育の無償化に伴い、実費徴収となった給食費(3歳～5歳)に対して町独自の補助を行い、世帯の経済的な負担を軽減し、子育て世代の定住を促進します。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		185		在宅育児支援事業	0歳児を在宅育児する家庭に在宅育児支援として、月額3万円を10ヶ月を限度として支給します。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		186		子育て講座(トリプルP)事業	建設的で傷つけない方法で子どもの発達を促し、子どもの行動を上手に取り扱うことなど、主に乳幼児の保護者に対して、子育てのヒントを与えることを目的に前向き子育て講座を行います。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		187		地域子育て支援拠点事業	育児に係る不安や悩みについての相談活動を行うと共に母親のリフレッシュの場や交流の場を作り、サークル等の組織活動を通じて地域の拠点として、きめ細やかな子育て支援を図ります。	継続	⇒	⇒	教育総務課

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 3-3 支え合うまち づくり	続き 3-3-1 出産・子育て 環境の充実	188		こども園運営事業	教育・保育を一体的に行う幼・保の両方の良さを併せ持ったこども園を指定管理制度により運営します。 また、特別保育事業として、一時保育・早朝・延長保育・預かり保育・体調不良児対応保育・発達支援保育・子育て支援事業を行います。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		189		学童保育施設運営事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るための放課後児童健全育成施設を指定管理制度により管理運営を行います。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		190		放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(学童保育)の運営に要する経費について、事業者に対してその経費の一部を補助します。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		191		学童保育促進事業	町内の学童保育運営事業者が、利用者の学童保育料の減額措置(上限4割)を行う場合、その減額分を補助します。 また、利用者の内、かつらぎ町要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度の認定を受けている家庭及び施設を同時利用している二子以降の児童への減免措置を行う場合、その減額分を補助します。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		192		こども園通園バス運行事業	佐野こども園に通園し、送迎対象地域である南山地域(新城・志賀・下天野・上天野・神田・日高・御所・星山・星川)と四郷地域(広口・東谷・滝・平)に居住する児童の送迎を委託します。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		193		発達相談・巡回相談および教育相談事業	障害や発達に関する専門家である公認心理師により、こども園・幼稚園・小学校・中学校において発達相談・巡回相談・教育相談を行います。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		194		施設型給付事業(聖心幼稚園)	聖心幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、施設型給付費を支払います。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		195		要保護児童対策事業	虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な支援・保護等を図るために、専門職員配置や3層構造(「代表者会議」、「実務者会議」、「ケース会議」)により、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		196	拡充	一時預かり事業	忌用の際の子どもの居場所確保や、保護者の心理的・身体的負担を軽減、リフレッシュするための一時預かり事業を民間事業者に委託して実施します。私立幼稚園については、事業補助を行います。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		197	新規	産後ケア	分娩施設退院後、産後1年の期間において、病院、診療所、助産院、保健センター等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、育児に関する指導等を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。	実施	継続	⇒	健康推進課
		198	新規	出産・子育て応援事業	全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入などの負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。	実施	継続	⇒	健康推進課
		199	新規	利用者負担額(保育料)無償化による子育て支援事業	町内に住民登録があり、こども園等を利用している子どものうち、0歳から2歳の第1子及び第2子の利用者負担額(保育料)を町独自施策として無償化します。これにより、未就学児の利用者負担額(保育料)は、完全無償化となります。	実施	継続	⇒	教育総務課
		200	新規	おむつ用ごみ袋支給事業	子育て中の家庭に対し、子育てによって生じたごみを処理するために必要なごみ袋を支給し、家計負担の軽減を図ることを目的に、満3歳までの児童の保護者に対し、町指定可燃性ごみ袋(小)を支給します。	実施	継続	⇒	環境課
		3-3-2 支え合う地域 福祉社会の形 成	201		「ひきこもり」者社会参加支援事業	社会的問題となっている不登校やひきこもり、又は障害等により、一般的な就職による社会的自立が困難になっている若者等に対し、NPO法人よりみち・社会福祉法一麦会が、相談・助言を行いつつ、居場所や中間的就労の場を提供することにより、社会参加を支援します。	継続	拡充	継続
202			社会福祉協議会事務費補助金	地域の住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て活動する社会福祉法人であるかつらぎ町社会福祉協議会の運営費用を補助します。	継続	⇒	⇒	住民福祉課	

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 3-3 支え合うまち づくり	続き3-3-2 支え合う地域 福祉社会の形 成	203		生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	生活困窮からの脱却及び長期化の防止には専門機関の関わりが重要であるが、生活課題が多岐にわたっていることや地域からの孤立が原因となっているケースが多く、身近な地域住民の見守りや助け合いから生活の安定に結びつけることが出来ないか検討し、地域力の向上を図ります。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		204		ひとり親家庭医療費支給事業	ひとり親家庭等の親と子が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を助成します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		205		ユニバーサルデザイン推進事業	情報の提供に際して、大きな文字やわかりやすく平易な文章を用いるなど、どんな人にもしっかりと理解してもらえるように工夫します。また、年齢・性別や障害の有無にかかわらず、すべての住民が平等に利用できる建築・設備・情報などの設計を行います。	継続	⇒	⇒	全課室
		206		地域福祉計画策定事業	町の地域福祉を考えるにあたり、課題を抱える人へのみ必要な際に対応するという限定的なものではなく、「住民すべてが支え合い、より良く生きる」という視点のもと、普段より「地域の福祉力」を高めることを目的とした「第3次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。	検討	検討	実施	住民福祉課
		207	新規	権利擁護支援事業	成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、また、権利擁護支援策を総合的に充実させることにより、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう支援します。	検討	実施	⇒	住民福祉課 健康推進課
3-3-3 社会保障の充 実		208		国民年金啓発事業	町民が低額あるいは無年金の生活者とならないよう、加入、納付や免除制度について「町広報誌」や「ホームページ」を通して国民年金制度の普及啓発を行います。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		209		老人医療費支給事業	67歳から69歳までの方の医療費に係る自己負担の一部を助成します。	継続	⇒	⇒	健康推進課
3-3-4 コミュニティ活 動の活性化		210		かつらぎ夏まつり実施事業	かつらぎまつりは、花火大会と盆おどりを中心として住民参加による実行委員会主催で2会場で開催し、かつらぎ町の夏の風物詩として町民に憩いの場を提供するとともに広域的な交流を促進し、まちづくり推進及び観光振興、町のPRなど、町の活性化を図るために実施します。	継続	⇒	⇒	総務課
		211		地域交流センター管理運営事業	地域住民相互の交流を推進することにより、連帯意識を深め、もって生活文化の向上に資することを目的として各種団体や自治区・町内会活動に開放し、コミュニティ活動の活性化を図ります。	継続	⇒	⇒	総務課
		212		集会所維持費補助金	自治区等が設置し、管理する集会所及び、町と管理業務委託契約を締結している集会所の維持費について、地域社会の向上発展と地域間の均衡を目的とし、集会所維持費補助金を交付します。	継続	⇒	⇒	総務課
		213		集会所整備補助金	自治区等の集会所の整備により、地域住民の相互交流と連帯意識の高揚、住民福祉の増進、地域社会の向上発展に寄与することを目的とし、各自治区の要望に対し、集会所整備事業補助金を交付します。	継続	⇒	⇒	総務課
		214		コミュニティ活動促進事業	自治区等の円滑な運営と健全な自治活動を促進するため、自治振興費、自治区長報償費、自治区長会委託料を支給します。	継続	⇒	⇒	総務課
3-4 安全・安心の まちづくり	3-4-1 防災対策・体 制の強化	215		庁舎整備事業	かつらぎ町の庁舎は、本館が昭和35年、南別館が昭和46年、東別館が昭和47年に建設されており、老朽化していることから、庁舎建設検討委員会を開催し、庁舎建設計画の検討を行います。	継続	⇒	⇒	総務課
		216		防火水槽設置事業	消防署及び消防団が少しでも早く消火活動ができるよう、消防水利が少ない場所に消防水利の基準に基づく水利を確保するため、防火水槽を設置します。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		217		消防施設整備事業補助金	地域の防災力向上のため、自治区・町内会等が消防施設(消防車庫等)及び消防設備(消火栓付帯設備等)を整備する費用に対して補助します。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		218		備蓄食糧購入事業	中央構造線断層帯による地震被害想定に基づき、地震発災後3日間のうち1日分の食糧を備蓄するため、計画的に食糧及び飲料水を購入します。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		219		救助資機材購入補助金	災害発生に備え、防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図るため、自主防災組織が救助資機材等を整備する費用に対して補助します。	継続	⇒	⇒	危機管理課

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 3-4 安全・安心の まちづくり	続き 3-4-1 防災対策・体 制の強化	220		防災情報伝達システム活用 事業	防災情報システムを活用し、町民に適切な防災関連情報の発信を行います。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		221		消防ポンプ自動車購入	消防能力の維持・向上を図るため、消防団機動隊に配備されている老朽化した消防ポンプ自動車を更新します。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		222		小型動力ポンプ購入	消防能力の維持・向上を図るため、消防団各部に配備されている老朽化した小型動力ポンプを更新します。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		223		小型動力ポンプ積載車購入	消防能力の維持・向上を図るため、消防団各部に配備されている老朽化した小型動力ポンプ積載車を更新します。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		224		災害時職員初動・行動マ ニュアルの見直し	災害発生に備えるため、災害対応で得た経験を基に、職員初動・行動マニュアルの見直しを行います。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		225		職員防災訓練の実施	災害発生に備え、大規模地震の発生などを想定し、町職員・消防団・自主防災組織・地域住民等が参加する防災訓練を行います。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		226		木造住宅耐震化促進事業	地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準住宅に対して耐震診断士の派遣及び診断、またその診断結果に基づき耐震補強設計及び耐震改修工事を実施する者に対して補助します。	継続	⇒	⇒	企画公室
		227		ため池改修事業	六人池・下村池について、洪水吐及び緊急放流工の整備を行います。	継続	⇒	⇒	建設課
		228		急傾斜崩壊対策事業	傾斜がきつく、崩壊の危険性がある自然がけに対して、傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難な場合、擁壁工事や法面工事を行い、がけ崩れから住民の生命を守ります。	継続	⇒	⇒	建設課
		229		内水対策河床整備事業	紀の川本川合流部の支川内水氾濫を軽減するため、堆積土砂を掘削し運搬することにより、洪水時に十分対応する河積の確保と河川環境の向上を図ります。	継続	⇒	⇒	建設課
		230		ため池劣化状況評価・豪雨 耐性評価	防災重点農業用ため池に選定された池について、公共施設等に影響の高いものから順に劣化状況評価・豪雨耐性評価を行いません。	終了			建設課
		231		不良空家等対策事業	老朽化が進んでいる空き家の内、所有者等から不良空家認定の申請があり、町の認定を受けた不良空家に対して、撤去費用の一部を補助します。	継続	⇒	⇒	建設課
		232		危険ブロック塀等耐震対策 事業	通学路や避難路沿いのブロック塀倒壊から身を守る安全対策として、撤去に要する経費に対し補助を行います。	継続	⇒	⇒	危機管理課
	233	新規	感震ブレーカー設置事業	大規模地震発生時、電気に起因する火災被害から高齢者や障害者等の生命及び財産を守るため、感震ブレーカーの設置に要する経費に対し補助を行います。	実施	継続	⇒	危機管理課	
	3-4-2 消防・交通・防 犯体制の整備	234		防犯灯設置事業	夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るため、自治区・町内会等が実施する防犯灯の新規設置又は老朽化した防犯灯の更新に対して補助金を交付します。	継続	⇒	⇒	総務課
		235		水道事業会計繰出金(消火 栓)	消防水利確保のため消火栓の設置改修に係る費用を水道事業会計に繰り出します。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		236		交通安全啓発事業	町内の小学校・子ども園・幼稚園における交通安全教室の実施や月2回の朝の街頭啓発により、子どもや高齢者等交通弱者の事故防止を図ります。	継続	⇒	⇒	総務課
		237		交通安全施設整備事業	危険箇所等にカーブミラーやガードレール、転落防止柵等を設置し、交通事故の未然防止を図ります。	継続	⇒	⇒	総務課
		238		消防団運営補助金	火災による消火活動や水防活動に備え、災害等の有事に備えた体制作りのため、消防団に運営経費等の補助をします。	継続	⇒	⇒	危機管理課

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 3-4 安全・安心の まちづくり	3-4-3 上下水道の整 備、し尿の収 集・処理	239		自主防災組織活動推進事 業	各自治区、町内会単位で組織されている自主防災組織に対し、研修会等を実施し知識の向上を 目指します。また、救助資機材購入補助金活用を促し、活動能力の向上を促します。	継続	⇒	⇒	危機管理課
		240		みまもり隊活動事業	児童生徒等の登下校、日常の生活でのみまもり活動を実施します。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		241		かつらぎ町浄化槽設置整備 事業補助事業	公共下水道が未整備の地域に合併処理浄化槽を設置する者について、補助金を交付します。	継続	⇒	⇒	環境課
		242		し尿処理事業	適正なし尿処理のために、収集運搬や広域での処理を行います。	継続	⇒	⇒	環境課
		243		下志賀飲料水供給施設整 備事業	下志賀地区では、約40世帯が各戸水源より取水しています。 飲料水供給施設を設置し、安全な飲料水を安定して供給できるよう整備します。	実施	終了		健康推進課
		244		水道施設補助金	地元住民の安心・安全な飲料水を確保するための水道施設を整備するにあたり、半額を補助し ます。	継続	⇒	⇒	健康推進課
		245		渋田高所配水管新設工事	県営紀の川左岸農道の新設工事に併せて、配水池、中継ポンプ場、配水管を新設し、未普及地域 の解消を目指します。	継続	⇒	終了	上下水道課
		246		老朽管布設替等事業(上水 道/簡易水道)	安全・安心な飲料水を安定供給するため、漏水の原因となる老朽管の布設替を計画的に進めま す。	継続	⇒	⇒	上下水道課
		247		かつらぎ町公共下水道事業 (汚水)	全体計画の見直しとともに下水道事業の区域の見直しを行います。また、現在継続事業となっ ている各路線については、優先順位を設定し計画的に工事を実施します。	継続	⇒	⇒	上下水道課
		248		かつらぎ町公共下水道事業 大谷雨水幹線工事(雨水)	令和2年度に発注した詳細設計をもとに、県河川中谷川(左岸)から国道24号間の大谷雨水幹 線の工事を順次進めます。	継続	休止		上下水道課
		249		公共下水道管渠等管理事 業	修繕用資材の購入や電気通信費、水質検査費用などを含む維持管理費用です。また、老朽化し た機器・管渠等については、ストックマネジメント計画に基づき計画的な点検・補修・更新を目指 します。	継続	⇒	⇒	上下水道課
		250		雨水施設管理事業	排水ポンプ車や排水ポンプ格納庫及び雨水施設の適切な維持管理を行います。緊急修繕や計 画的な点検・補修・更新を行います。	継続	⇒	⇒	上下水道課
		251		妙寺配水池更新事業	現在の配水池は昭和37年度と昭和51年度築造で、劣化が著しく、耐震診断も不能な状況のため、 更新を行い安全・安心な飲料水の安定供給を行います。	継続	⇒	⇒	上下水道課
		252		老朽管布設替等事業(教良 寺)	安全・安心な飲料水を安定供給するため、漏水の原因となる老朽管の布設替を計画的に進めま す。	継続	⇒	⇒	上下水道課
		253		老朽管布設替等事業(広 口)	安全・安心な飲料水を安定供給するため、漏水の原因となる老朽管の布設替を計画的に進めま す。	継続	⇒	⇒	上下水道課
		254		星山地区未普及地域解消 事業	星山地区における水道水未普及地域の解消を目指し、最も効率的かつ安価な方法を検討・実施 します。	検討	実施	⇒	上下水道課
255		簡易水道等補助金交付事 業	公営の簡易水道事業及び飲料水供給施設の加入分担金のうち、家庭用途等の一定の要件を満 たせば実質25万円になるよう補助を行い、負担の公平性と定住者の増進を図ります。	継続	⇒	⇒	上下水道課		
256		下水道宅内排水設備工事 助成金事業	既設のくみ取便所(浄化槽による水洗便所を含む)を水洗便所に改造しようとする生活困窮世 帯に対し、助成金の交付を行います。	継続	⇒	⇒	上下水道課		

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 3-4 安全・安心の まちづくり	続き3-4-3 上下水道の整 備、し尿の収 集・処理	257		花園梁瀬簡易水道改修事 業	花園梁瀬簡易水道で確認している濁り解消のため、配水管の漏水調査やろ過方法の見直し等 を行い安全・安心な飲料水の安定供給を目指します。	継続	⇒	⇒	上下水道課
		258		配水管新設工事	上下水道の認可区域のうち、新設道路や主要な幹線道路に配水管を新設することにより、水道未 普及解消をおこない公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ります。	継続	⇒	⇒	上下水道課
	3-4-4 消費者保護	259		自動通話録音機貸与事業	平成28年度に県の事業として実施された「自動通話録音機貸与事業」を町事業として実施し、 振り込め詐欺等の特殊詐欺被害や悪質商法等による消費者被害の未然防止に努めます。	継続	⇒	⇒	産業観光課
		260		市町村消費者行政推進事 業	高齢者を中心とした特殊詐欺の未然防止や、消費生活に係る相談を行うことにより、町民が安 心して暮らせるまちづくりを進めます。	継続	⇒	⇒	産業観光課

第4章 豊かな人間性を育むまちづくり

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
4-1 子どもを守り 育むまちづく り	4-1-1 教育環境の充 実	261		子どもの居場所づくり推進 事業	教員OBやボランティア等に講師を依頼し、児童館や地域の施設を利用して、放課後の2時間程 度、放課後等にひとりで過ごさなければならない子どもを含む小学3年生～6年生を対象に学 習支援や地域住民との交流を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		262		英語指導人材派遣事業	町内全小中学校にALTを派遣し、中学校の英語科と小学校の英語及び外国語活動において英 語指導の充実を図ります。また、こども園、幼稚園においてもネイティブの英語に触れる機会を 設けます。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		263		教育委員会センターサー パーククラウド構築事業	平成30年度に、学習系の基幹システム及びメールサーバーをクラウド化。 今後も、ネットワーク全体の構成を見直しつつ、システムを順次クラウド化することを目指し ます。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		264		学校給食事業	町内の小学校(5校)、中学校(2校)について、学校給食を実施します。また、令和4年度より学校 給食費を無償とします。また、区域外就学の児童・生徒に対しても給食費相当額を補助します。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		265		学力向上推進事業	学力向上プロジェクトチームを組織し、取組を進めています。 全国学力学習状況調査の対象となる小学6年及び中学3年以外の町内小学4～5年及び中学1 ～2年の児童生徒に、全国的な学力標準検査を行います。また、安定した学校生活を送るた めに、Hyper Q-Uテストを行い、子どもたちの集団の中での状況を把握し、適切な手立てを講じ ます。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		266		スクールバス運行事業	学校統廃合に伴い、遠距離の児童生徒の通学負担の緩和を図るため、スクールバスを運行しま す。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		267		非常勤講師配置事業	学習内容の定着や課題がある児童への対応等、充実した学習活動を実現するため講師を配置し ます。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		268	拡充	小中学校特別支援教育支 援員の配置	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校生活上の介助、安全の確保、学習活動 上の支援を行います。	拡充	継続	⇒	教育総務課
269	拡充	ドローンを活用したプログ ラミング教育推進事業	教育用ドローンを全小学校、中学校に整備し操縦体験やプログラミング出前授業を実施しま す。また、学習成果を発表する大会を実施します。	拡充	継続	⇒	教育総務課		

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 4-1 子どもを守り 育むまちづく り	続き 4-1-1 教育環境の充 実	270	拡充	地域部活動推進事業	令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の 在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むため、実践研究を実施します。	拡充	継続	⇒	教育総務課
		271		水泳指導地域人材連携事 業(中学校水泳授業)	施設老朽化に伴う中学校プールを休止し、施設環境の整ったかつらぎ町民プールを活用し、生 徒の泳力増進や個々の能力に応じた学びの実現を図るため、専門的な知識を有する指導員によ る水泳授業を実施します。	継続	⇒	⇒	教育総務課
		272	新規	木育推進事業	地域資源である森林の木材利用・普及活動の一環として、小学校での「木育事業」を推進します。 町内の木育インストラクターの指導により、町内小学校の児童に対し、町内産の木材を活用し て、木工製品の制作をします。	実施	継続	⇒	教育総務課
	4-1-2 青少年の健全 育成	273		放課後子ども教室推進事 業	大谷・笠田・洪田・妙寺の各小学校5・6年生を対象に、公民館を利用した宿泊を伴う生活体験合 宿を実施します。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		274		育成会活動費補助金	育成会本来の目的である健全な子どもを育てることを達成するため、学校、家庭、地域が一体 となって子育てができる環境づくりの推進と育成会、子ども会の活性化を図ります。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		275		子ども会リーダー育成研修 補助金	「子どもによる、子どものための、子ども会」を目標として、子ども会の自主性の確立と内容を充 実するため、ジュニアリーダーを養成するための研修事業に対して補助します。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		276		児童館管理運営事業	青少年の健全育成のため、地域子ども会育成活動の拠点として、児童館活動を進めます。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		277		青年団体活動推進事業	町内の各青年団体がイベントへの参加や環境美化活動等を通して郷土の活性化を進めます。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
4-2 学びと参加に よるまちづく り	4-2-1 生涯学習環境 の整備	279		紀州かつらぎふるさとオペ ラ公演事業	「横笛の詩」の続編「お照の一灯」を制作します。新型コロナウイルス感染症の影響で開催を1年 延期することとなったため、令和3年度は、コーラス、アリアの練習、舞台装置の作成から通し稽 古、リハーサルを経て、3月に公演を行います。	検討			生涯学習課
		280		公民館管理運営事業	町内公民館の管理及び運営を行い、地域の生涯学習の拠点として活動を進めます。	拡充	継続	⇒	生涯学習課
		281		図書館管理運営事業	地域の誰もが利用しやすい図書館づくりを目指すとともに、地域や学校、関係機関と連携しな がら読書普及活動を図ります。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		282		かつらぎ総合文化会館管理 運営事業	地域の教育、地域の学習、集会や会議施設である「かつらぎ総合文化会館」の維持管理。かつら ぎ総合文化会館が生涯学習の発信場所となり、住民に親しまれる会館となることを目的に事業 を実施します。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		283		ビブリオバトル大会事業	子どもの読書活動の推進を目指し、図書館利用の増加につなげるため小・中学生が気に入った 本を選んで、順に5分間(小学生は3分間)を持ち時間とし、原稿を用意せず書評を練り広げ、参 加者の投票で優秀者を決める大会を開催します。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
	4-2-2 スポーツレク リエーションの 整備	284		スポーツ少年団育成事業	次世代を担う健全な心と体を持った青少年を育成・支援します。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		285		かつらぎ町体育協会補助金	町民の健康増進と体力向上を目指し、町内体育・スポーツ関係団体と協力し、健康で明るい町の 発展を図ります。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		286		かつらぎ体育センター管理 運営事業	スポーツやレクリエーションなど活動の場として活用できるよう管理及び運営を行います。ま た、その最適な方法について検討します。	拡充	継続	⇒	生涯学習課
287			かつらぎ公園管理運営事業	かつらぎ公園の管理運営について、最適な方法を検討します。	拡充	継続	⇒	生涯学習課	
288			かつらぎ町スポーツ推進計 画策定事業	スポーツ基本法、県スポーツ推進計画を踏まえ、スポーツの振興を通じた町民の健康を図るた め、かつらぎ町スポーツ推進計画を策定します。	実施			生涯学習課	

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
4-3 互いを尊重し 合うまちづくり	4-3-1 男女共同参画 社会の実現	289		男女共同参画推進事業	「かつらぎ町男女共同参画基本計画」に基づき、取り組みを行います。女性団体の活動支援等を行い、女性の能力向上及びリーダーの人材育成を進めるため、研修会の開催や講座等の案内を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
	4-3-2 人権啓発の推 進	290		人権教育総合推進事業	町内の小学校において、保護者を対象に人権教育活動を行います。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		291		人権啓発推進事業	人権に関する様々な課題がある中で、あらゆる人々の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権意識の普及・啓発活動に取り組みます。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
		292		人権フェスティバル実施事業	人権啓発活動として人権フェスティバルを実施し、学習の場の提供に努めます。	継続	⇒	⇒	生涯学習課
4-4 交流によるま ちづくり	4-4-1 地域間交流の 推進	293		和泉市友好都市交流事業	昭和63年にかつらぎ町と和泉市は友好都市提携しており、自治区長会や子ども会の定期的な交流事業などを行っています。また、国道480号鍋谷峠トンネルの開通により交通アクセスが改善されたことから、住民サービスや利便性の向上、公共施設の利用促進を図るため、公共施設の相互利用を行います。	継続	⇒	⇒	企画公室
		294		守口市友好都市交流事業	平成17年にかつらぎ町と守口市は友好都市提携しており、子ども会の定期的な交流事業を行うなど、地域間交流の推進により、視野の広い人材の育成とネットワークづくりに取り組んでいます。	継続	⇒	⇒	企画公室
		295		ふるさと住民票事業	かつらぎ町外在住の方で、かつらぎ町に「関わりたい」「応援したい」との思いを持たれる方に、ふるさと住民に登録いただき、その証として「ふるさと住民カード」の発行を行います。	継続	⇒	⇒	企画公室
	296	新規	メディア戦略推進事業	新聞・雑誌等の紙媒体や、インターネットの発達に伴って発展してきたSNSなど活用し、新しいメディア戦略を展開するため、専門性に優れたアドバイザーを置き、今までにない視点や発想による効果的な広報活動を実施し、関係人口の増加を図ります。	実施	⇒		企画公室	
	4-4-2 国際交流の推 進	297		キッズイングリッシュ推進事業	キッズイングリッシュ推進員が、町内子ども園等を巡回し、子どもたちが歌やゲームを通して英語や外国の文化と触れあい、積極的なコミュニケーション力を養う機会を作ります。	継続	⇒	⇒	教育総務課

第5章 みんなでつくる協働のまちづくり

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
5-1 住民主体のま ちづくり	5-1-1 協働によるま ちづくり	298		協働によるまちづくり推進事業	町民と行政がお互いの情報と施策目標の共有化を図り、計画などの策定段階から実施に至るまで、役割と責任を担い合う協働のまちづくりを進めます。地区担当職員制度を基本として、自治区や町内会との連携など職員の地域活動への積極的な参加を促進するとともに、住民と行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を分担し、相互に補完・協力してまちづくりを進めます。	検討			企画公室
		299		かつらぎ町自分ごと化会議	住民が行政に対する理解を深め、当事者意識や信頼感を醸成するきっかけとし、政治、行政を「自分事」と捉える土壌を形成するため、かつらぎ町自分ごと化会議を実施します。	継続	⇒	⇒	企画公室
		300		行政懇談会	積極的な情報発信や町政への参画機会の場をつくり、住民との信頼関係構築を図るため、行政懇談会を自治区単位で開催します。	継続	⇒	⇒	企画公室
		301		住民アンケート調査	第5次かつらぎ町長期総合計画の策定にあたり、住民のまちづくりに対する意識やニーズを把握し、その結果を基礎資料とするとともに、今後の町政運営やまちづくりへの資料として活用します。	継続	⇒	⇒	企画公室
		302		花いっぱい運動推進事業	花壇の設置及び苗木の植栽により環境美化及び地域コミュニティの促進を図り、美しいまちづくりを推進する活動を行う団体に対して補助金を交付します。	継続	⇒	⇒	総務課
		303	拡充	議会映像配信事業	議会活動が町民の身近なものとなり、町民が議会や町政への知識や関心を高め、まちづくりへの関わりを深めていくことを目的に、議会の映像を配信します。	継続	⇒	⇒	議会事務局

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き5-1 住民主体のま ちづくり	続き5-1-1 協働によるま ちづくり	304		本会議会議録検索システム 導入事業	住民への情報公開を促進し、議会や町政への知識や関心を高め、まちづくりへのかかわりを深めていくことを目的に、本会議会議録をインターネット上に公開し、パソコンやスマートフォン等から検索、閲覧できるようにシステムを運用します。	継続	⇒	⇒	議会事務局

第6章 信頼される役所づくり

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
6-1 改革によるま ちづくり	6-1-1 行政運営の効 率化	305		総合行政クラウドシステム 運用事業	大規模災害発生時の業務継続性確保や運用コストの低減を図るため、住民記録や税業務など庁内にある行政事務のうち55業務の情報管理や電算処理について、14町村が共同で総合行政システムを運用します。	継続	⇒	⇒	管財情報課
		306		情報セキュリティクラウド サービス利用事業	マイナンバーを利用した情報連携にあたり、庁内の情報セキュリティ強化を図るため、和歌山県が県内30市町村を代表して調達した自治体情報セキュリティクラウドサービスを利用します。	継続	⇒	⇒	管財情報課
		307		次代のまちづくりプロジェ クトチーム	45歳未満の町民及び中堅・若手職員が、まちづくりに対する斬新なアイデアの提案を行うことにより、まちづくりへの主体的な住民参加を促進するとともに、住民ニーズに合った行政運営を図るため、次代のまちづくりプロジェクトチームを組織し、まちづくり等の企画案について調査及び検討を行います。	継続	⇒	⇒	企画公室
		308		ホームページ管理運営事業	町の施策、事業等に関する情報の総合的な入り口として、利用者のニーズを把握し、迅速で幅広い情報の提供に努めるために、かつらぎ町公式ホームページを開設しており、使いやすさに考慮しながら、情報提供の迅速化や内容の充実を図ります。	継続	⇒	⇒	企画公室
		309		行財政改革推進計画の策 定	行政改革大綱の基本方針に基づいて具体的な取り組みを集中的に実施するため、推進すべき改革項目を掲げ、毎年度の進捗状況を把握、検証するとともに、必要に応じて見直しを行いません。	検討			企画公室
		310		職員提案制度の推進	質の高い行政運営と事務の効率化を図り、町民サービスの一層の向上を図るため、職員提案制度により、町政に関する事務事業の改善に対する職員の関心や意欲を高め、積極的な提案や改善活動への取組を促進します。	継続	⇒	⇒	総務課
		311		一般職員適正化計画の策 定	一般職員適正化計画に基づき、中長期的な視点に立ち、計画的な採用による適正な定員管理を行います。(計画期間:令和5年度～令和9年度)	実施	継続	⇒	総務課
		312		広報編集事業	住民が求める情報を分りやすく、興味が湧く内容をタイムリーに提供できるよう、紙面構成・記事内容を工夫します。また、町ホームページや公式ラインなどのインターネット媒体との連携を図ります。	継続	⇒	⇒	企画公室
		313		人事考課制度の見直し	地方公務員法の規定に則した人事考課制度の見直しと適切な運用を図ります。	継続	⇒	⇒	総務課
		314		職員研修事業	職員研修を実施するとともに、和歌山県市町村職員研修協議会等による実務研修への参加を促し、職員の政策形成能力や法務能力等の習得と自己研鑽意識の向上を図ります。	継続	⇒	⇒	総務課
315		行政課題研修事業	国内の先進市町村等における政策及びその運営の実態等について実地に調査研究又は体験することにより、本町の行政課題を探索し、行政に反映させるとともに、自己啓発意欲の向上を図ります。	継続	⇒	⇒	総務課		
316		人事交流推進事業	県等の外部機関へ職員を派遣し、資質の向上を図るとともに、広い視野をもって政策課題に取り組む人材を育成します。	継続	⇒	⇒	総務課		

節	細節	番号	新規 拡充	施策名	内容	実施時期			所管
						R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
続き 6-1 改革によるまちづくり	続き 6-1-1 行政運営の効率化	317		人材育成方針見直し事業	職員一人ひとりが住民サービスの提供者として、また地域づくりの担い手としての自覚を持ち、柔軟な発想で地域の実情に合った主体的な行政を推進できるよう、「かつらぎ町人材育成基本方針」の内容を見直します。	継続	⇒	⇒	総務課
		318		職員自己啓発支援事業	自己啓発活動支援要綱を制定し、自主的に必要な資格取得や調査研究活動等を行う職員に対して支援することにより、組織の中で能力を発揮できる人材の育成を図ります。また、職務に必要な研修や資格取得に対して、職務専念義務の免除を行うなど、職員の自己啓発を支援します。	継続	⇒	⇒	総務課
		319		メンタルヘルス対策事業	職員のストレスチェックや健康管理の意識啓発、研修等を行います。また、メンタル疾患が生じた場合の相談体制や、休職した職員への復職支援等を行います。	継続	⇒	⇒	総務課
		320		マイナンバー制度普及促進事業	住民の利便性向上、行政運営の効率化を図るため、マイナンバーカードの普及活動に取り組みます。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
	6-1-2 財政の健全化	321		中長期的な財政計画の策定	中長期的な財政シミュレーションを行い、財政運営の検証・評価を基に年度ごとの目標を定めて強力で財政の健全化に取り組みます。	継続	⇒	⇒	会計課
		322		統一的な基準による地方公会計の整備	統一的な基準による財務書類等を作成し、事業ごとのコスト分析による行政評価や予算編成、固定資産台帳による適切な資産管理、財政状況の公表など活用を図ります。	継続	⇒	⇒	会計課
		323		和歌山地方税回収機構負担金	対応が困難な滞納事案について、滞納税の完納のため、和歌山地方税回収機構へ徴収移管を行います。	継続	⇒	⇒	税務課
		324		証明書コンビニ交付サービス導入事業	マイナンバーカードを利用して町が発行する証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書)を全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末(マルチコピー機)から取得できるサービスを利用することにより、住民の利便性向上、窓口への来庁抑制に資することから、コロナ感染症の拡大防止、またマイナンバーカードの普及活動に取り組みます。	継続	⇒	⇒	住民福祉課
		325		クレジットカード決済導入事業	住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・住宅使用料をクレジットカードにて納付できるようにします。非接触型の納付方法を導入することにより、新型コロナウイルス感染症の感染症対策を図ります。また、納付方法の選択肢を増やすことにより、納税者の利便性と収納率の向上を図ります。	継続	終了		税務課
		6-1-3 情報公開の推進	326		文書管理事業	事務及び事業に対する説明責任を果たすための公文書の作成の徹底を図り、適正な管理、保存、利用を実施します。災害による浸水被害等に備えた公文書の管理を事業継続計画との関連も含め適正に行います。	継続	⇒	⇒
	327			情報公開事業	情報公開条例の適正な運用を図ります。条例や規則など町民等に対し積極的に情報提供を実施します。	継続	⇒	⇒	総務課
	328			かつらぎ町議会モニター事業	議会モニターより、本会議や委員会活動、議会広報紙及びホームページ等について意見をいただきます。	継続	⇒	⇒	議会事務局

<令和4年度までに実施・終了した施策>

節	細節	番号 (R4.3 策定時)	施策名	内容	実施時期			所管
					R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
1-1	環境にやさしいまちづくり	11	かつらぎ霊園階段新設事業	霊園利用者の利便性を向上させるため階段を新設します。				環境課
1-3	快適で潤いのあるまちづくり	22	地域公共交通確保事業	デマンド方式等の新たな運行方法や地域公共交通の研究に基づき、令和3年度からデマンド型乗合タクシーを導入し、町内5ルートを行います。	コミュニティバス運行事業に統合			総務課
1-4	歴史・文化の継承と創造	52	北紀太鼓フェスティバル事業	「紀の国わかやま文化祭2021」地域文化発信事業として、伊都橋本1市3町が協力しそれぞれに所在、活動する和太鼓団体が一堂に会し、かつらぎ総合文化会館において、太鼓コンサートを実施します。				生涯学習課
2-1	活力を生むまちづくり	88	観光案内・PR事業	県内のイベントに参加してのプロモーションや観光問い合わせ対応などを委託業務として実施します。				産業観光課
3-1	健康に暮らせるまちづくり	102	地域医療体制整備促進事業	住民が安心して身近な場所で適切な医療が受けられるように、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院において、専門医療の提供を行うと共に地域の医療機関と連携して地域医療提供体制の向上を図ります。				健康推進課
3-2	いきいきと暮らせるまちづくり	128	高齢者就労支援事業	働きたいという意欲のある高齢者の就労を支援するため、シルバー人材センターにより高齢者の社会参加の促進を図ります。また、元気で勤労意欲のある高齢者の技術や経験を活かすために、就労機会の情報提供を行います。				健康推進課
		164	障害者基本計画策定事業	障害のある方が、地域でいきいきと暮らす事が出来るよう、その人格が尊重される地域社会を形成する事を目的とした「第3次かつらぎ町障害者基本計画」を策定します。(計画年度:令和4年度～令和8年度)				住民福祉課
3-3	支え合うまちづくり	206	志賀地域交流センター整備事業	休館中のふれあい会館について、地域交流センターに改修し、地域住民の自主的な地域活動や、文化・学習活動、世代間の交流を促進し、地域のにぎわいにつながる施設を目指します。				総務課
3-4	安全・安心なまちづくり	223	消防ポンプ操法大会補助金	令和4年度に実施が予定されている和歌山県消防操法大会の参加に際し、消防団に大会出場に必要な経費の補助をします。				危機管理課
		242	山崎地区飲料水供給施設整備事業	山崎区の住民にとって大切なライフラインである飲料水供給設備を整備し、安全・安心な生活を実現します。				健康推進課

節	細節	番号 (R4.3 策定時)	施策名	内容	実施時期			所管
					R5 年度	R6 年度	R7 年度～	
	3-4-3 上下水道の整備、し尿の収集・処理	258	花園梁瀬簡易水道中継ポンプ井更新事業	中継ポンプ井(令和2年9月 緊急漏水修繕実施済)について、FRPパネルの老朽化や漏水発生時の衝撃等により更新が必要なため、設計及び更新工事をおこないます。				上下水道課
4-1 子どもを守り育むまちづくり	4-1-1 教育環境の充実	269	部活動指導員事業	中学校における部活動の指導体制の充実、効果的な活動の確保並びに教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置を行います。	地域部活動推進事業に変更			教育総務課
		270	新学習指導要領対応備品整備事業	中学校において令和3年度から完全実施される新学習指導要領に対応するため、これらに対応した教師用教科書、指導者用デジタル教科書及び指導書を購入し、活用することにより、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす教育の充実を促進します。				教育総務課
	4-1-2 青少年の健全育成	274	笠田高校との連携事業	地域の高校に通う学生との連携は、若者の意見や考え方を聴くことができる貴重な機会であると捉え、課題研究(地域連携)授業の一環としてパソコン講座などの連携事業に取り組みます。				管財情報課
5-1 住民主体のまちづくり	5-1-1 協働によるまちづくり	299	住民参加のまちづくり支援事業	住民の連帯の強化及び協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、住民自らが企画し実施する、住民主体によるまちづくり活動に対して補助金を交付します。				企画公室
6-1 改革によるまちづくり	6-1-1 行政運営の効率化	322	航空写真撮影事業	令和6年度の土地及び家屋の評価替えに向けて、課税の正確性を高めることを目的とし、航空写真撮影事業を行います。				税務課
	6-1-2 財政の健全化	326	公共施設等総合管理計画の策定	公共施設等の利用需要の変化や、全体の状況を把握し、長期的な視点をもつて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的に、施設の予防保全による長寿命化、施設の効率かつ効果的な管理運営、施設の適正配置と総量の削減の3つを基本目標として全庁的に取り組みを進めます。				管財情報課

【 第2章 地域の特性を生かした活力あるまちづくり 】

施策体系項目		指 標	基準年	前期基本計画					後期基本計画			
節	細節		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度
第1節 活力を生むまちづくり	第1 地域特性を生かした農林業の展開	所得割納税義務者1人当たり農業所得額（農業所得者）	2,255	2,117	2,138	2,187	2,196	2,486	2,438	2,595	2,491	2,987
		農業法人数	3	4	4	4	4	3	2	3	3	3
		新規就農者数（人）	12	13	6	6	3	5	2	4	2	3
		認定農業者数（人）	147	131	133	128	105	99	96	97	90	79
		農業担い手交流会会員数	-	-	27	29	26	27	27	28	28	27
		遊休農地解消相談事業・利用権設定成立件数	20	23	4	11	6	4	2	6	2	13
		道の駅3か所の販売額（千円）			221,728	314,238	324,892	553,801	571,554	558,869	551,627	585,702
		道の駅3か所の利用者数（人）	243,305	241,923	216,587	317,710	496,815	815,511	850,395	812,459	497,380	508,810
		ふるさとかつらぎ寄附金件数	8	508	3,768	5,011	5,959	7,063	8,980	11,035	16,714	19,812
		有害鳥獣捕獲頭数	913	953	1,009	917	1,116	1,079	1,218	1,179	1,380	460
		防護柵設置面積（ha）	15.21	9.91	9.57	16.44	32.03	34	21.32	18.10	23.74	20.83
		森林組木材販売量（m ³ ）	3,723	3,314	3,709	4,061	4,865	5,455	5,283	3,602	2,862	2,423
		森林組木材販売金額（千円）	25,022	30,811	33,923	31,310	38,929	51,096	50,565	31,099	27,067	33,963
		町民農園利用区画数	-	31	34	39	40	32	36	38	38	40
	第2 魅力ある商工業の振興	所得割納税義務者1人当たり営業等所得額	3,901	3,458	3,394	3,314	3,270	3,578	3,475	3,743	3,460	3,592
		事務所店舗等新築棟数	3	5	11	9	3	2	3	1	7	3
		工場倉庫等新築棟数	12	14	23	13	14	18	7	8	15	12
		起業支援補助金による起業件数	-	-	-	3	4	2	0	2	3	2
	第3 観光・サービス業の育成	旅館・ホテル新築棟数	0	0	4	0	1	0	0	0	0	
		観光入込客数（人）	865,933	792,904	823,180	878,633	1,157,522	1,343,907	1,455,207	1,461,483	1,236,450	1,269,042
		農家民宿宿泊者数（人）	60	99	55	12	5	14	41	0	0	
		観光サイトアクセス数（回）			185,351	159,796	162,775	173,521	152,095	168,140	109,815	127,109
		観光農園利用者数（人）	18,733	21,699	22,914	22,052	19,368	21,387	15,722	13,572	1,760	4,534
		宿泊施設利用者数（人）	28,193	29,748	35,157	34,931	41,682	43,159	38,292	39,051	25,504	29,963
		イメージキャラクターの使用許可申請数	31	33	40	24	12	19	14	22	13	10
	第4 移住・定住施策の推進	住民基本台帳人口増減率（%）	△ 1.0	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.6	△ 2.1	△ 1.2	△ 1.6
		定住促進住宅の入居戸数	36	38	47	45	49	52	53	48	46	39
		婚姻届出数	75	67	71	53	45	48	45	45	43	41
		離婚届出数	26	25	27	31	19	19	22	23	20	31
		受入協議会を通じた移住者数	0	0	1	8	8	4	6	2	1	0
		受入協議会を通じた移住世帯数	0	0	1	5	4	2	2	1	1	0
		転入者数（人）	467	374	404	372	406	372	360	297	364	362
		転出者数（人）	490	473	505	492	485	447	453	459	382	415
社会増減数（総合戦略目標）		△ 23	△ 99	△ 101	△ 120	△ 79	△ 75	△ 93	△ 162	△ 18	△ 53	
婚活イベントの参加者数（人）		51	118	46	68	68	54	57	0	0	0	
婚活イベント参加者の成婚組数（組）		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
地域おこし協力隊員の隊員数		2	2	2	1	5	4	3	2	4	3	
若年男性人口（20～39歳）		1,786	1,730	1,659	1,570	1,537	1,507	1,454	1,401	1,373	1,333	
若年女性人口（20～39歳）		1,729	1,651	1,595	1,534	1,489	1,423	1,352	1,292	1,265	1,204	
第2節 安心して働けるまちづくり	第1 雇用・就業環境の整備	所得割納税義務者1人当たり給与所得額（給与所得者）	2,816	2,793	2,795	2,825	2,846	2,841	2,868	2,899	2,890	3,002
		法人町民税納税義務者数	271	268	252	270	287	278	273	275	274	296
		無料職業紹介所の仲介による就業者数（人）		1	6	2	2	2	0	0	0	0

【 第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり 】

施策体系項目		指 標	基準年	前期基本計画					後期基本計画				
節	細節		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度	
第1節 健康に暮らせるまちづくり	第1 地域医療の充実	医療機関数	37	39	40	40	38	38	37	37	37	39	
		ベット数	104	104	104	104	104	104	104	104	102	104	
	第2 病気の予防	健康寿命の延伸（男性80）	76.80	76.68	76.75	78.58	77.83	79.62	79.03	78.97	79.20	78.80	
		健康寿命の延伸（女性85）	79.27	79.53	80.52	80.60	80.58	83.15	83.26	83.83	83.30	83.70	
		胃・肺・大腸がん検診受診率（%）	25.2	24.0	27.0	27.8	28.1	24.4	24.9	24.3	17.5	24.0	
		特定健診受診率	24.4	29.4	33.1	30.7	33.4	36.7	33.5	31.9	26.2	30.8	
		国保1人当たり診療費（円）	273,325	284,218	297,978	320,630	321,451	333,088	343,301	350,478	321,775	322,997	
		体力づくりフロア利用延人員	8,617	10,137	10,645	11,738	10,673	10,170	10,468	8,538	5,428	3,785	
		健康推進委員委嘱人数	-	-	-	28	52	70	88	94	99	91	
		健康講座実施回数	12	12	26	29	18	18	17	7	0	0	
		健康講座の参加者数（人）	393	563	745	1,091	476	438	480	213	0	0	
		死亡要因に占める三大疾病の割合（%）	45	46	45	47	51	43	38.8	43	47	44	
	第2節 いきいきと暮らせるまちづくり	第1 高齢者の社会参加	シルバー人材センター会員数	150	152	154	166	164	162	154	151	165	154
シルバー人材センター就業延実人員			2,326	2,247	2,391	2,747	2,618	2,546	2,630	2,547	2,549	2,314	
老人クラブ数			54	52	47	44	41	39	36	35	34	29	
老人クラブ登録者数			2,334	2,134	1,963	1,856	1,748	1,637	1,478	1,405	1,334	1,076	
高齢者サロンの設置数			-	13	23	25	26	29	33	33	34	31	
高齢者サロンの活動回数（回）			-	114	207	252	241	270	497	394	251	201	
高齢者サロンの延参加人数			-	2,780	5,290	5,674	5,105	6,226	7,439	6,353	3,761	3,364	
第2 高齢者福祉の充実		要介護認定者数	1,501	1,540	1,623	1,575	1,555	1,533	1,464	1,405	1,351	1,351	
		75歳以上人口に占める要介護認定者の割合（%）			41.6	40.5	39.9	38.8	36.7	35.3	34.2	34.1	
		地域包括支援センターへの相談件数（件）			700	951	1,156	1,331	1,073	1,037	822	1,023	
第3 障害者支援の充実		介護保険1人当たり保険給付費（円）	380,474	383,286	373,080	377,380	370,666	370,857	373,120	374,041	364,749	364,957	
		自立訓練利用延人数	30	31	30	69	96	102	101	56	35	10	
		就労移行支援利用延人数	105	52	92	55	31	41	59	69	45	21	
第3節 支え合うまちづくり	第1 出産・育て環境の充実	就労継続支援利用延人数	411	489	548	649	634	645	660	707	710	690	
		手話奉仕員養成講座受講者数	-	-	16	22	30	26	23	17	24	25	
		第2 支え合う地域福祉社会の形成	出生数（人）	111	113	116	114	97	83	89	91	75	79
			死亡数（人）	266	264	255	269	276	253	259	285	250	268
			自然増減数	△ 155	△ 151	△ 139	△ 155	△ 179	△ 170	△ 170	△ 194	△ 175	△ 189
			保育所現員数 ※H28年度よりこども園現員数	368	406	433	451	463	492	489	478	450	440
			幼稚園園児数	80	71	56	33	26	27	28	35	30	22
			子育て支援センター利用者数（延組数）	5,209	3,871	3,675	3,219	4,241	3,910	3,907	3,223	2,283	1,923
			育児サークル参加人数（人）	1,006	991	975	927	863	969	572	449	137	0
			学童保育登録児童数（人）	96	84	91	108	135	159	186	209	226	242
	一般不妊治療費助成件数		7	6	6	9	5	5	9	5	6	9	
	乳幼児健診受診率（単純平均、%）		93.5	93.7	95.5	94.5	94.6	97.3	98.9	98.0	97.7	97.6	
	第3 社会保障の充実	第3子以降の出生届出数（件）			24	23	18	16	22	22	18	17	
児童虐待件数		48	59	66	76	76	71	68	76	77	82		
ボランティア団体登録数		66	52	51	59	55	43	43	46	47	47		
第3 社会保障の充実	ひきこもり講演会参加人数	-	-	60	50	37	52	39	-	-	-		
	国民年金第1号被保険者数	2,809	2,664	2,593	2,460	2,350	2,198	2,088	2,004	1,972	1,918		
	生活保護世帯数	155	152	91	84	71	75	73	72	76	83		
	被保護人員	185	173	106	99	84	84	84	81	83	89		
	生活保護率（%）	-	-	5.9	5.6	4.8	4.9	4.7	5.1	5.1	5.5		

【 第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり 】

施策体系項目		指 標	基準年	前期基本計画					後期基本計画			
節	細節		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度
続き 第3節 支え合うまちづくり	第4 コミュニティ活動の活性化	自治会加入率 (%)	85.24	84.66	82.55	82.23	83.62	82.80	83.21	84.17	83.14	83.28
第4節 安全・安心なまちづくり	第1 防災対策・体制の強化	火災発生件数	8	9	6	3	7	11	8	8	11	9
		救助出動件数	11	11	14	10	16	18	12	15	13	15
		救急出動件数	846	792	813	855	919	978	992	1,025	871	922
		災害時応援協定締結数	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3
		防災協定締結事業所数	8	12	17	19	19	19	19	19	18	20
		災害時要援護者数	—	656	653	647	591	538	588	602	630	598
		防災士の認定者数 (人)	50	53	54	55	56	56	56	56	56	56
		防災訓練の参加人数	479	554	419	—	228	227	546	148	137	300
		防災情報システム登録者数 (人)	—	—	1,650	1,657	1,661	1,849	2,053	2,112	3,189	5,503
		防犯カメラ設置台数	—	—	4	6	7	3	5	2	1	0
		食糧備蓄数	1,200	3,200	5,200	6,000	8,000	10,000	10,000	10,000	10,000	13,000
		ため池ハザードマップの整備数(全61箇所)		2	1	29	15	17	0	0	0	0
		土砂災害ハザードマップの整備数(全46箇所)		7		2	8	7	8	8	6	0
		公共施設の耐震化率				52.3	62.0	62.4	63.4	64.5	64.8	68.8
	第2 消防・交通・防犯体制の整備	消防団員数	439	439	439	439	438	435	438	435	434	427
		自主防災組織数	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
		自主防災組織の組織率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		防火水槽設置数	207	208	211	211	213	215	215	219	219	219
		消火栓設置数	575	580	587	590	590	591	591	593	594	594
		交通事故発生件数 (件)	103	108	57	55	37	39	34	60	45	25
		交通事故死傷者数	130	145	82	85	47	45	39	67	55	32
		刑法犯罪発生件数	200	144	223	149	116	108	71	97	54	62
		刑法犯罪発生率 (%、千人当たり)	11.14	8.12	12.77	8.63	6.82	6.47	4.32	5.97	3.38	3.88
		みまもりの隊員数	678	553	571	560	547	572	493	538	477	445
		みまもりの活動日数	352	311	323	312	313	314	313	318	335	317
	第3 上下水道の整備、し尿の収集・処理	水道普及率 (%)	92.98	93.10	93.94	93.80	93.83	93.94	94.60	94.99	95.09	95.09
		水道事業有収率	79.90	81.62	81.70	80.14	78.05	80.38	81.08	81.20	79.06	71.45
		計画給水人口	18,827	18,706	18,723	18,723	18,723	18,603	18,603	18,664	18,664	18,664
		給水人口	17,098	16,888	16,815	16,531	16,295	16,085	15,947	15,675	15,508	15,267
		老朽管の更新率	1.20	2.62	1.41	1.16	2.32	0.69	0.17	1.28	0.23	0.34
		公共下水道整備率 (%)	29.7	30.1	30.9	31.6	31.9	32.0	32.2	32.5	32.8	33.0
		水洗化率 (%)	73.1	73.9	74.9	75.3	81.2	82.4	83.4	85.0	85.9	87.9
		合併処理浄化槽設置基数	1,307	1,378	1,425	1,482	1,545	1,583	1,623	1,655	1,705	1,744
		汚水衛生処理率 (%)			55.5	57.1	58.4	57.5	59.0	61.2	63.0	64.7
	第4 消費者保護	消費者相談件数	8	8	18	23	35	44	39	28	27	23
第5節 人権を尊重するまちづくり	第1 人権尊重社会の実現	人権相談件数	2	0	1	2	5	6	4	1	0	1
		人権啓発活動回数	30	18	26	23	25	21	14	10	16	5
		人権啓発参加人数	852	323	863	576	546	535	622	388	116	23

【 第4章 豊かな人間性を育むまちづくり 】

施策体系項目		指 標	基準年	前期基本計画					後期基本計画			
節	細節		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度
第1節 子どもを守り育むまちづくり	第1 教育環境の充実	小学校児童数	808	782	771	762	725	729	705	717	703	706
		中学校生徒数	397	377	366	347	364	359	380	357	354	326
		教育講演会等研修会参加人数	219	184	152	120	340	92	103	107	119	120
		スクールカウンセリング件数	361	332	221	463	430	397	376	400	526	833
	第2 青少年の健全育成	補導活動延べ人数	592	670	656	608	496	490	346	289	222	171
		子ども会リーダー育成研修会参加人数	188	167	140	148	182	196	195	198	169	52
		リーダークラブ会員数	61	67	48	56	57	56	64	74	77	88
		児童館延利用者数	21,182	23,205	24,984	23,995	20,715	21,265	21,070	18,205	13,009	11,121
		成人式の出席率	83.8	79.6	84.5	81.5	81.4	79.3	79.0	77.8	72.2	71.0
		第2節 学びと参加によるまちづくり	第1 生涯学習環境の整備	公民館利用者延人数	51,751	53,594	59,078	61,195	40,719	39,506	40,343	40,274
公民館講座・各学級の開催数(回)	398	389	365	335	247	317	256	256	189	168		
公民館講座・各学級の参加者数	9,942	10,125	9,138	7,995	8,943	10,892	9,263	8,711	3,318	3,378		
図書館利用者数	20,022	16,976	15,791	14,528	13,210	13,616	14,596	14,459	12,848	13,180		
総合文化会館利用件数	1,399	1,151	1,574	1,574	1,663	1,868	1,726	1,671	799	1,319		
総合文化会館来館者数	68,180	62,705	84,360	80,220	86,825	107,595	101,800	92,035	20,992	32,959		
総合文化会館Aホール稼働率(%)	33.7	43.7	41.5	36.1	44.0	52.5	45.9	40.2	23.6	46.0		
総合文化会館A/Vホール稼働率(%)	46.2	54.9	48.0	35.4	34.1	41.6	44.6	36.6	16.7	26.4		
第2 スポーツ・レクリエーションの推進	スポーツ少年団団員数	210	198	182	212	174	204	173	163	151	180	
	体育センター利用者数	18,240	17,516	19,084	16,655	16,478	12,242	13,454	4,962	6,459	5,566	
	町民プール利用者数	7,064	7,716	6,354	8,083	7,275	7,433	5,759	4,584	1,762	1,333	
第3節 互いを尊重し合うまちづくり	第1 男女共同参画社会の実現	審議会等の女性割合	18.1	19.0	21.1	21.5	21.9	25.1	21.9	12.7	17.1	25.4
		女性会議加盟団体数	15	15	15	15	14	14	14	14	13	12
	第2 人権啓発の推進	人権啓発推進委員会事業実施回数	22	19	17	15	12	12	14	9	11	5
		人権教育総合推進事業保護者学級出席者数	963	848	901	835	816	756	754	1,008	170	169
第4節 交流によるまちづくり	第1 地域間交流の推進	人権教育研究会参加者数	161	262	255	241	226	174	126	121	-	-
		子ども(会)交流会参加者数	66	119	78	86	56	125	-	113	-	-
		大学との交流回数(回)			0	2	6	8	4	3	6	0
		大学との交流人数(人)			0	20	53	71	43	35	6	0
		笠田高校との連携事業数	1	1	1	2	2	2	2	2	0	0

【 第5章 みんなでつくる協働のまちづくり 】

施策体系項目		指標	基準年	前期基本計画					後期基本計画			
節	細節		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度
第1節 住民主体のまちづくり	第1 協働によるまちづくり	過疎集落対策事業実施集落数	0	1	2	2	1	1	0	1	1	0
		住民参加のまちづくり支援事業による支援団体数(団体)	4	4	5	2	4	1	2	5	3	3
		協働のまちづくり活動実施回数	17	79	130	113	66	64	66	73	67	47
		行政説明会参加人数	-	523	-	-	178	608	-	-	-	0

【 第6章 信頼される役所づくり 】

施策体系項目		指標	基準年	前期基本計画					後期基本計画			
節	細節		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度
第1節 改革によるまちづくり	第1 行政運営の効率化	県市町村研修協議会等研修受講者数	36	57	95	62	74	75	71	48	53	50
		職員総数	226	225	217	214	202	202	194	192	192	192
		職員一人当たり人口(住民基本台帳人口/職員数)	82	82	84	84	87	86	88	87	85	84
	第2 財政の健全化	町税の徴収率(%)	89.56	90.77	92.03	92.51	92.74	92.82	93.12	93.67	93.30	94.18
		財政力指数	0.37	0.38	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.36	0.35
		経常収支比率	91.5	91.3	94.6	92.7	99.1	103.2	100.5	98.7	96.9	91.3
		実質公債費比率	13.1	12.5	11.6	10.6	10.8	11.6	12.6	11.7	10.4	9.3
		将来負担比率	124.0	113.0	115.2	112.8	107.3	113.1	111.7	92.7	62.5	37.6
	第3 情報公開の推進	公文書・個人情報保護開示件数	10	10	25	22	12	10	13	10	14	54
		公式ホームページの閲覧件数	126,710	136,443	158,114	176,831	166,750	151,889	235,384	581,475	887,444	1,002,257